

## 久留米市日中一時支援事業実施要綱

(平成18年久留米市告示第333号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定により久留米市が行う事業のうち、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1）に規定する日中一時支援事業（久留米市障害児タイムケア事業実施要綱に基づき実施されるものを除く。以下「事業」という。）の実施に関し、国要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、久留米市とする。

2 久留米市は、事業（利用対象者、利用できるサービス内容及び利用料の決定を除く。）を、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人等であって、適切かつ安全な事業運営を行うことができると認められるものに委託するものとする。

(1) 法第5条第6項から第15項に規定する障害福祉サービス事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）に係る法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（以下「指定事業者」という。）

(2) 医療法第1条の5に規定する病院または同条第2項に規定する診療所の開設者であって、市長が特に認める者

3 前項の規定にかかわらず、久留米市医療的ケアを要する障害児等の短期入所支援事業実施要綱（平成23年4月22日23障第216号。以下「医療的ケア短期入所実施要綱」という。）第11条第1項の登録を受けた者（以下「医療的ケア短期入所登録事業者」という。）は、前項の規定による市の委託を受けたものとみなす。

(利用対象者)

第3条 事業によるサービス（以下「サービス」という。）を利用することができる者は、久留米市を居住地とする在宅の障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者（以下「知的障害者」という。）

(2) 法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）

2 前項の規定によるサービスの利用対象者が医療的ケア短期入所登録事業者によるサービスを利用する場合においては、原則として、サービスの利用が可能であることについて、医療的ケア短期入所実施要綱第17条第2項の規定による委託を受けた法人等による意見が付されていなければならない。ただし、市長が特にその必要がないものと認めた場合は、この限りでない。

(サービスの内容)

第4条 サービスの内容は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への宿泊を伴わない短期間の入所を必要とする知的障害者又は障

害児につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の便宜を供与することとする。

(利用の申請及び決定等)

第5条 サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という)は、利用申請書(第1号様式)を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、サービスの利用の可否を決定し、当該決定内容を利用通知書(第2号様式)又は利用却下通知書(第2号様式の2)により申請者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、サービスの利用を決定したときは、申請者に対し、当該決定に係る事項を記載した利用者証(第3号様式。以下「利用者証」という。)を交付するものとする。

(利用決定の変更等)

第6条 前条第2項の規定によるサービス利用の決定を受け、当該サービスを利用する者(以下「利用者」という。)は、当該サービスの内容を変更しようとするときは、変更申請書(第4号様式)を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、サービス内容の変更の可否を決定し、当該決定内容を利用変更決定通知書(第5号様式)又は利用変更却下通知書(第5号様式の2)により利用者へ通知するものとする。

3 福祉事務所長は、サービス内容の変更を決定したときは、利用者に対し利用者証の提出を求め、当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(利用決定の取消し)

第7条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が死亡し、又は市外に転出したとき

(2) 利用者が虚偽の申請又は不正の行為によってサービス利用又はサービス内容の変更の決定を受けたとき

(3) その他、利用者がサービスを利用することが不相当であると市長が認めるとき

2 福祉事務所長は、前項の規定によりサービス利用の決定を取り消したときは、当該取消しに係る利用者に対し、利用決定取消通知書(第6号様式)により通知するとともに、利用者証の返還を求めるものとする。

(サービス利用の方法)

第8条 利用者は、事業の委託を受けた社会福祉法人等(以下「受託者」という。)に利用者証を提示して、サービスの提供を受けるものとする。

(利用者負担)

第9条 利用者は、サービスを提供した受託者に対し、別表により算定したサービスに要する費用(以下「サービス費用」という。)の100分の10に相当する額(1月あたり18,600円を限度とする。)を支払わなければならない。ただし、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(1) 市町村民税世帯非課税者(利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者(当

該利用者が18歳以上である場合にあっては、当該利用者及びその同一の世帯に属する配偶者に限る。以下同じ。)がサービスの利用があった月の属する年度(サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)を課されない場合における当該利用者をいう。)

(2) 生活保護受給者(利用者及び当該利用者と同じの世帯に属する者がサービスの利用があった月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合における当該利用者をいう。)

2 受託者は、前項の規定により利用者が支払う額のほか、法第5条第8項に規定する短期入所に係る指定障害福祉サービスの運営に関する基準の例により、食事の提供に要する費用、光熱水費その他の費用について、利用者から支払を受けることができる。(利用者負担の特例)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、利用者が法第31条の規定による介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合においては、利用者は、サービスを提供した受託者に対し、サービス費用に次に掲げる割合を乗じた額(1月あたり18,600円を限度とする。)を支払うものとする。

100分の100から当該特例に係る割合を控除したもの  
(委託料)

第10条 受託者に対する事業の委託料は、サービス費用から前条第1項の規定により利用者が負担すべき額を控除した額とする。

2 市長は、受託者から前項の規定による委託料の請求があったときは、内容審査の上支払うものとする。

3 久留米市は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表（第9条・第10条関係）

##### サービス費用（日額単価）一覧表

サービスに要する費用は、次の1及び2により算定される単位数に、 <b>当該年度4月1日時点の</b> 1単位の単価（注1）を乗じて得た額とする。	
1 日中一時支援サービス費	（ <b>当該年度4月1日時点の</b> 短期入所の所定単位数（注2））
	×（次に掲げる区分ごとの割合）
	イ 所要時間4時間未満の場合 100分の25
	ロ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 100分の50
ハ 所要時間8時間以上の場合 100分の75	
2 食事提供体制加算（注3）	<b>48</b> 単位

注1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第523号。以下「指定基準」という。）に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価のうち、短期入所に係るもの

注2 知的障害者又は障害児の障害程度の区分等に応じて、指定基準別表第7（短期入所）の例により算定される単位数。ただし、次の各号に掲げる場合は、1日につき医療型短期入所サービス費（Ⅱ）を算定される単位数

(1) 第2条第2項第2号に規定する医療機関が同表第5の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児若しくは医療的ケアを必要とす

る障害児に対して、本要綱の規定による日中一時支援事業（以下「日中一時支援」という。）を行った場合

- (2) 医療的ケア短期入所登録事業者が第3条第1項に規定する者（同条第2項に規定するサービス利用に関する要件を満たすものに限る。）に対して日中一時支援を行った場合

注3 受託者の責任において食事提供のための体制を整えているものと認められる場合において、第9条第1項第1号（市町村民税世帯非課税者）又は第2号（生活保護受給者）に該当する者に対して食事の提供を行った場合に加算する。

注4 その他、サービス費用の算定については、短期入所に係る指定障害福祉サービスの例による。